

参議院厚生労働委員会

改正雇用保険法案審議開始

政府提出の改正雇用保険法法案は、3月18日に衆議院を通過し、3月25日から参議院厚生労働委員会で同法案の審議が始まりました。

改正法案は、日本再興戦略の中で示された「学び直し」が大きな柱となりました。「学び直し」は、資格取得につながる自発的な教育訓練の受講や社会人の学び直しを促進するために雇用保険の財源を使って給付金を支給する制度です。労働政策審議会・雇用保険部会ではこの制度に対し、雇用保険の本来給付である、失業した際の基本手当とのバランスや制度の必要性について労使双方から指摘がありました。その結果、「学び直し」は「中長期的キャリア形成支援措置」と名称を変え、給付額や支給要件等も当初厚生労働省が示した、たたき台を下方修正しました。

津田議員は、25日の厚生労働委員会で、『学

び直し』は日本再興戦略が示したもので、必ずしも厚生労働省が主導して練り上げたものでないことは承知しています。『学び直し』という当初のキャッチフレーズはお上の上から目線につながるものです。」と制度を厳しく批判しました。

さらに同支援措置の位置づけ、制度の運営、不正受給等について質問を行いました。これに対して政府側から「施行後定期的に調査し、労働政策審議会に報告を行い審議会でチェックしていただく。不正受給についても厳しく対処していきます。」という答弁がありました。また津田議員は「在職者が教育訓練を受けるには、事業主の理解と職場環境の整備が必要であり、さらに訓練受講により職業能力が高まった場合には事業主は適切な評価をすべきです。この二つの点に関し田村大臣から使用者団体に協力を要請していただきたい。」と要望しました。

【改正雇用保険法案の概要】

1. 育児休業給付の充実

育児休業開始後、6ヵ月間は休業開始前賃金に対する給付割合を67%に引き上げる。

2. 教育訓練給付の拡充及び教育訓練支援給付金の創設（添付資料参照）

- ①教育訓練給付を拡充し、**中長期的なキャリア形成を支援**するため、専門的・実践的な教育訓練として、厚生労働大臣が指定する講座を受講する場合に、
 - ・受講費用の4割
 - ・資格取得等の上で就職に結びついた場合は受講費用の2割を追加給付する。
(1年間の給付額は48万円を上限、給付期間は原則2年、資格につながる場合は最大3年)
- ②教育訓練支援給付金を創設し、45歳未満の離職者が上記①の教育訓練を受講する場合に給付金（基本手当の半額）を支給する。

3. 就業促進手当の拡充

早期再就職した雇用保険受給者が、離職前賃金と比べて再就職後賃金が低下した場合は、6ヵ月間職場に定着したことを条件に、低下した賃金の6ヵ月分を一時金として追加支給する。